

釜石労働基準監督署からのお知らせ

平成25年
11月

「心と体の健康なくして安全なし！」

1 岩手県最低賃金額(地域別最低賃金額)が665円になりました！

岩手県最低賃金が改正されました。(時間額を 12 円引き上げ、665 円に。)

発効日 平成 25 年 10 月 27 日 岩手県内の全業種、全労働者に適用されます。

(※産業によって特定(産業別)最低賃金が定められています。)

岩手労働局発表 <http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/iwate-roudoukyoku/date/chingin/pdf/0828saichintousin665.pdf>

2 「安全プロジェクト」に参加する企業を募集しています！

働く人の安全と健康を守ることは、企業の使命であり、企業の礎です。企業の安全文化を高めるためにも「安全プロジェクト」に参加しませんか！働く人、企業、家族が元気になる職場を作るプロジェクトです。各企業の安全活動をHPで紹介し自社の取組みをアピールできますし、他の企業でも参考にすることができます。お問い合わせは監督署までどうぞ。積極的な安全活動を目指しましょう！

☛ <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

3 「いわて年末年始無災害運動」がはじまります！

スローガン：「安全・安心・家族の笑顔 願いはひとつ 年末年始も無災害」

準備期間：平成 25 年 11 月 1 日～30 日

実施期間：平成 25 年 12 月 1 日～平成 26 年 1 月 31 日

重点事項：①積雪・凍結による転倒・墜落災害の防止、②車両等のスリップ事故の防止、③雪降ろしの際の災害防止、④火災・火傷の防止、⑤一酸化炭素中毒の防止、⑥作業小屋等の倒壊防止、
⑦雪崩災害の防止、⑧吹雪・濃霧による遭難防止、⑨凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止、
⑩作業時の保温・体操の実施

冬期間は特に「転倒」が大幅に増加します。駐車場、事務所の出入口、階段、通路などの凍結防止対策を今から考えて早めの措置をお願いします。(※リスクアセスメント)

4 特別な休暇制度の普及事業をすすめています！

「労働時間等見直しガイドライン」における「特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置」の例を踏まえ、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に加え、病気休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、裁判員休暇、犯罪被害者の被害回復のための休暇など、労働者の個々の事情に対応しつつ、事業場等において労使による話し合いで与えられる休暇制度を整備しましょう。

☛ <http://www.kyuukaseido.jp/>

5 労働災害発生状況

[平成25年分 平成25年10月28日現在]

休業4日以上労働災害 71件 [平成24年10月末 89件]

うち 復旧・復興工事にかかる災害 10件

死亡 1件

岩手県内では昨年に比べて労働災害が増加しています。このままでは4年連続で労働災害が増加する事態となります。労働災害を0にすることは理想ではありますが、人は必ず間違いを起こすものです。間違いを起こしても被災程度を最低限に抑える対策、ルールを守っていれば必ず防げる労働災害をいかにして防ぐかが重要です。年末年始を向かえ慌ただしくなる前に、使用者、労働者で災害防止について真剣に考えてみてはいかがでしょうか。「安全決意宣言」も形式だけでは何の役にも立ちません。